

滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第10条第2項の規定を踏まえ、県内の障害者の雇用および福祉的就労の促進を図ることを目的として、県が発注する物品の買入れもしくは物品の製造もしくは修繕の請負の契約または役務の提供に係る契約（建設工事に係るものを除く。以下「物品の買入れ等」という。）において、障害者雇用促進事業者等および障害者支援施設等から優先的に物品の買入れ等（ナイスハート物品購入）を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 障害者雇用促進事業者等 次のアまたはイに該当する者であって、第4条第1項の登録を受けたものをいう。
 - ア 障害者雇用促進事業者 次の①、②、③、④のいずれにも該当する者
 - イ 特例子会社等 次の①、⑤のいずれにも該当する者
 - ① 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）第5条の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ② 県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。（県外業者は、県内の支店、営業所等に滋賀県との取引の権限を委任していること。）
 - ③ ②のうち会社および個人にあつては中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。）であること。
 - ④ 県内の本店、支店、営業所等において、雇用する対象障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第37条第2項に掲げる者をいう。以下同じ。）である労働者の数（障害者雇用促進法第43条第3項、第4項ならびに第5項により算定した数。以下同じ。）が、雇用する労働者の数に障害者雇用促進法第43条第2項に規定する障害者雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数とし、端数を切り捨てた数が0のときは0.5）以上であること。
 - ⑤ 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の規定に基づき同法施行令第1条に規定する事業所（いわゆる特例子会社または重度障害者多数雇用事業所）であつて、県内に所在するものであること。
- (3) 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センターおよび同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者および同法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体、滋賀県社会的事業所設置運営要綱に規定する社会的事業所、滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱に規定する滋賀型地域活動支援センターならびに厚生労働大臣から障害者雇用優良中小事業主として認定（もにす認定）を受けている事業主であつて、県内に所在または居住するものをいう。

(障害者雇用促進事業者等の登録の申請)

第3条 障害者雇用促進事業者または重度障害者多数雇用事業所の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進事業者等登録申請書（様式第1号）に障害者雇用状況計算書（様式第2号）を添えて、知事に申

請しなければならない。

2 特例子会社の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進事業者等登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（障害者雇用促進事業者等の登録等）

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、障害者雇用促進事業者等の登録を行うものとする。

2 知事は、前項の審査の結果を、障害者雇用促進事業者等登録申請審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更届）

第5条 障害者雇用促進事業者等の登録を受けた者は、申請内容に変更があったときは、障害者雇用促進事業者等登録変更届書（様式第4号）により遅滞なく知事に届け出なければならない。

（障害者雇用促進事業者等の登録の有効期間）

第6条 障害者雇用促進事業者等の登録の有効期間は、第2条第2号①に規定する参加資格の登録有効期間が終了する日までとする。

（登録の取消し）

第7条 知事は、障害者雇用促進事業者等の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

（調査）

第8条 知事は、障害者雇用促進事業者等に対して、障害者の雇用状況等の内容を確認するために、実地調査を実施することができる。

（障害者雇用促進事業者等の公表）

第9条 知事は、第4条第1項により障害者雇用促進事業者等を登録したときは、「障害者雇用促進事業者等登録名簿」を作成し、公表するものとする。

（競争入札における優先的取扱い）

第10条 知事は、一般競争入札により物品の買入れ等をしようとするときは、障害者雇用促進事業者等として登録されていることを入札参加条件として入札を実施することができる。

2 知事は、指名競争入札により物品の買入れ等をしようとするときは、1者または複数の障害者雇用促進事業者等を指名するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

（随意契約における優先取扱い）

第11条 知事は、随意契約により物品の買入れ等をしようとするときは、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合（以下「定額随意契約」という。）に限り、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより取扱うものとする。

(1) 公募型見積合せにより見積書を徴するときは、障害者雇用促進事業者等として登録されていることを見積参加条件として見積合せを実施することができる。

(2) 2人以上の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進事業者等を1者以上選定するよう努める

ものとする。

- (3) 1人の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進事業者等を優先して選定するよう努めるものとする。

(障害者支援施設等からの物品の買入れ等)

第12条 知事は、障害者支援施設等で提供できる物品および役務の発注にあたって、定額随意契約を行う場合には、予算の適正な執行に配慮しつつ、見積書を徴する相手方を障害者支援施設等に限ることができるものとする。

2 知事は、障害者支援施設等からの物品の買入れ等の促進を図るため、障害者支援施設等で提供できる物品等に関する情報を収集し、各機関に周知するものとする。

3 知事は、障害者支援施設等で提供できる物品等の普及を図るため、前項により収集した情報を公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

2 第6条の規定に基づき、平成23年4月1日から平成24年8月10日までの間にある日が障害者雇用促進事業者の有効期間の初日となる者については、同条の規定にかかわらず、同年8月11日を当該障害者雇用促進事業者の有効期間の満了日とする。

付 則

1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

ただし、第1条および第2条（同条第1号および第2号にかかる部分に限る。）の改正規定は、平成24年8月12日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日までの間における第2条第3号の規定の適用については、同号中「第5条第11項」とあるのは「第5条第12項」と、「同条第25項」とあるのは「同条第26項」と、「同条第13項」とあるのは「同条第14項」と、「同条第14項」とあるのは「同条第15項」とする。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成29年1月16日から施行する。

2 第6条の改正規定は、平成29年1月16日現在登録されている障害者雇用促進事業者等にも適用する。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後にされた障害者雇用促進事業者の登録の申請について適用し、同日前にされた障害者雇用促進事業者の登録の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後にされた障害者雇用促進事業者の登録の申請について適用し、同日前にされた障害者雇用促進事業者の登録の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年5月29日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後にされた障害者雇用促進事業者等の登録の申請について適用し、同日前にされた障害者雇用促進事業者等の登録の申請については、なお従前の例による。

障害者雇用促進事業者等登録申請書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地	〒
商号または名称	
氏名(代表者名)	
TEL	
FAX	

障害者雇用促進事業者等の登録を受けたいので、滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、同要綱第9条の規定による名簿の公表については、異議ありません。

1 登録の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用促進事業者 ・ 特例子会社 ・ 重度障害者多数雇用事業所 	※該当するものに○印をすること
2 業種	卸売業 ・ 小売業 ・ サービス業 製造業 ・ 建設業 ・ 運輸業 ・ その他業種	※主たる事業として該当するものに○印をすること
3 資本金の額または出資の総額		円
4 常時使用する従業員の数		人

物品等に係る競争入札参加資格者名簿業者番号	
-----------------------	--

担当者		
連絡先	TEL	
	FAX	
	e-mail	

注1 障害者雇用促進事業者の登録を受ける場合は、上記1～4欄に記入し、障害者雇用状況計算書(様式第2号)を添付してください。

2 障害者雇用状況計算書において、「⑫障害者雇用者数の合計≥⑬法定雇用障害者数」であることが必要です。
ただし、⑬法定雇用障害者数が0人の場合は、⑫障害者雇用者数は0.5人以上であることが必要です。

3 特例子会社の登録を受ける場合は、上記1欄のみ記入してください。

4 重度障害者多数雇用事業所として登録を受ける場合は、上記1欄に記入し、障害者雇用状況計算書(様式第2号)を添付してください。

5 重度障害者多数雇用事業所とは、次の要件をすべて満たす事業者です。

- ・ 身体障害者、知的障害者または精神障害者である労働者の数が5人以上であること。
- ・ 当該事業所の労働者に占める障害者である労働者の割合が20%以上であること。
- ・ 当該事業所の障害者である労働者に占める重度身体障害者、知的障害者または精神障害者である労働者の割合が30%以上であること。

障害者雇用状況計算書

年 月 日現在

区 分	合 計	県 内 事 業 所 別 の 内 訳	
①事業所の名称	/		
②事業所の所在地			
③事業の内容 ※ 記入要領 別表2「除外率表」にある業種の場合のみ記入			
④除外率 ※ ③の業種にかかる除外率を記入		0%	0%
⑤常用雇用労働者数（短時間労働者を除く）	0 人	0 人	0 人
⑥短時間労働者数	0 人	0 人	0 人
⑦短時間労働者数×0.5【⑥×0.5】	0.0 人	0.0 人	0.0 人
⑧法定雇用障害者数の算定の基礎となる 県内事業所の全労働者数 【(⑤+⑦) - {(⑤+⑦)×④}】 ※ {(⑤+⑦)×④}の数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数	0.0 人	0.0 人	0.0 人
⑨身体障害者、知的障害者または精神障害者である常用雇用労働者の数			
(1) 重度身体障害者	0 人	0 人	0 人
(2) 重度身体障害者以外の身体障害者	0 人	0 人	0 人
(3) 重度知的障害者	0 人	0 人	0 人
(4) 重度知的障害者以外の知的障害者	0 人	0 人	0 人
(5) 精神障害者	0 人	0 人	0 人
⑨の計【{(⑨の(1)+(3))×2+{(⑨の(2)+(4)+(5))}】	0 人	0 人	0 人
⑩身体障害者、知的障害者または精神障害者である短時間労働者の数			
(1) 重度身体障害者	0 人	0 人	0 人
(2) 重度身体障害者以外の身体障害者	0 人	0 人	0 人
(3) 重度知的障害者	0 人	0 人	0 人
(4) 重度知的障害者以外の知的障害者	0 人	0 人	0 人
(5) 精神障害者	0 人	0 人	0 人
⑩の計【{(⑩の(1)+(3)+(5))} + {(⑩の(2)+(4))×0.5}】	0.0 人	0.0 人	0.0 人
⑪身体障害者、知的障害者または精神障害者である特定短時間労働者の数			
(1) 重度身体障害者	0 人	0 人	0 人
(2) 重度知的障害者	0 人	0 人	0 人
(3) 精神障害者	0 人	0 人	0 人
⑪の計【{(⑪の(1)+(2)+(3))}×0.5】	0.0 人	0 人	0 人
⑫障害者雇用者数【⑨の計+⑩の計+⑪の計】	0.0 人	人	人
⑬法定雇用障害者数 【⑧×障害者雇用率（2.5%）】	0 人	/	

注1 申請日現在における状況について、記入してください。

2 事業所とは、本店と地理的に独立した場所にある支店、営業所等で、継続して事業を営むものをいいます。

なお、本店も1事業所としてください。

3 事業の内容は、事業所毎の主たる事業内容を記入してください。

4 ⑦、⑧、⑩、⑪の計および⑫欄には、小数点以下第1位まで記入してください。

5 ⑬欄には、1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数を記入してください。

障害者雇用促進事業者等登録申請審査結果通知書

第 年 月 日

〔 商号または名称 〕 様
〔 氏名 〕

滋賀県知事



先に提出のありました障害者雇用促進事業者等登録申請について、審査結果は次のとおりでしたので、滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

記

審査結果	・ 登録します	・ 登録できません
登録の種別		障害者雇用促進事業者
		特例子会社
		重度障害者多数雇用事業所
登録期間	年 月 日～	年 月 日
登録できない場合 その理由		
その他	申請内容に変更があったときは、滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱第5条の規定により、障害者雇用促進事業者等登録変更届書を遅滞なく提出してください。	

障害者雇用促進事業者等登録変更届書

年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

届出者	所在地	〒
	商号または名称	
	氏名(代表者名)	
	TEL	
	FAX	
担当者氏名		

年 月 日付けをもって障害者雇用促進事業者等登録申請書を提出しましたが、下記のとおり変更がありましたので、滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱第5条の規定により届け出します。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

変 更 前

変 更 後